

平成28年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年2月10日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	14時43分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	4番	岩田 有司		5番	植田 健	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史		事務局長補佐 田村 誠		事務員 田邊 操枝	
傍聴人	1人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地証明書の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 平成28年農作業標準労働賃金について (3) 活動管理記録簿について (4) 農業委員研修について
その他	(1) 平成27年度第12回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、平成27年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は、委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	本日は、お忙しい中、ご出席頂きありがとうございます。 ～以下 省略～
	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記	議長	議事録署名委員： 4番 岩田 有司 5番 植田 健 書記： 田邊 操枝

記の指名		
4. 議 事 議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	議事に入ります。 『議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第 1 条の 15 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第 5 条第 3 項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行いません。 平成 28 年 2 月 10 日提出
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1～4 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 合計：畑 1 筆 譲渡人： 譲受人： 契約種別： 用途：公的施設用地 転用目的及び施設の概要：防火水槽設置 備考：この申請地は農振農用地除外地です。申請地は土地改良事業等の施行区域外で、半径 500m 以内に と があり、町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は公的施設用地で防火水槽を設置します。事業目的から見た転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。 (補足説明)現地調査資料は 1～3 ページです。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 登記：田 現況：畑 合計：畑 2 筆 譲渡人： 譲受人： 契約種別： 用途：業務用地 転用目的及び施設の概要：資材置場 備考：この申請地は農振農用地除外地です。 が増大し、現在所有している資材置場では対応できず新たに申請するものです。他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第 2 種に該当します。代替地もなく事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買で㎡あたり 円です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号 3 土地の表示： 登記：田 現況：田 合計：田 1 筆 譲渡人：</p>

		<p>譲受人：</p> <p>契約種別： 用途：住宅用地 転用目的及び施設の概要：一般住宅</p> <p>備考：この申請地は農振農用地除外地です。他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第2種農地に該当します。集落接続で事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買で㎡あたりです。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号4</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田</p> <p>合計：田 3筆</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>契約種別：売買 用途：業務用地 転用目的及び施設の概要：資材置場</p> <p>備考：この申請地は農振農用地除外地です。他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第2種農地に該当します。既存施設の拡張で事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買で㎡あたりです。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>(補足説明)番号3と番号4は続きの場所にあります。現地調査資料は7～12ページまでが番号3で、13～15ページまでが番号4です。</p> <p>番号5</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田</p> <p>合計：田 1筆</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>契約種別：売買 用途：住宅用地</p> <p>転用目的及び施設の概要：駐車場及び宅地拡張</p> <p>備考：この申請地は農振農用地で除外の手続き中です。除外後は他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第2種に該当します。代替地なしで事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買で㎡あたりです。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号6</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田</p> <p>合計：田 1筆</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>契約種別：売買 用途：その他 転用目的及び施設の概要：駐車場</p> <p>備考：この申請地は農振農用地除外地です。他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第2種に該当します。代替地なしで事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買で㎡あたり</p>
--	--	---

		<p>です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。 (補足説明)番号5と番号6は共通案件です。番号6は現地で実際に公図等を照らし合わせてみたら の農地が残っていたため今回上げられました。</p>
議長		<p>議案第1号につきましては、現地調査を行っていますので、船谷委員より報告をお願いします。</p>
船谷委員		<p>本日、9時より、恩田会長、市川職務代理、植田健委員、三嶋委員、井田委員、私、田村局長補佐の7名で調査を行いました。</p> <p>番号1ですが、 の国道を上がって行きますと 入り口という看板が出ています。そこに入って左側に下りていきます。資料では黒丸の印がしてある所です。狭く感じました。道路から私の目線で見て1m200、300下がった田んぼでした。そこに掘削して槽が埋められるということです。国道から直線で100mくらいの所ですが、入り込んで行きますので300mくらい入った所です。設置場所は周りに草が生い茂るということで周辺はコンクリをされるそうです。それは3ページの図面です。残地が異形で残りますので管理が大変ではないかと感じました。</p> <p>番号2は法勝寺から上がりまして を過ぎてから200~300m上がった所の右側になります。 さんが水道工事の際に借用されて使っておられました。その時に同時に も一緒にモアで草刈をされたそうでした。 は使われた後ですのできれいに整地がなされていました。5ページの図面を見て頂くと という地番があります。ここは 予定になっているそうです。 を受けた段階で と一緒になる格好です。6ページを見て頂きますと、はすぐにでも使える状態で周りをコンクリートブロックで囲いその中に真砂土、RC碎石、破碎瓦を置かれるそうです。</p> <p>番号3の住宅用地と4番の業務用地は並行して説明します。場所は、 から 方面に200mほど上がった所の さんの敷地の上の田になります。道路から少し下がっていますのでL型の擁壁を立てて埋め立てて道路と面一にされる予定です。8ページを見て頂きますと、現在の用地は m²、 に住宅が建ちます。 と が の用地になります。 の上側に水路があります。その先は東長田川があります。その土手の下に水路が走っています。道路側に家が建つのですが、上側の水路に浄化槽の雨水は流れます。10、11ページに建物の図面が載っています。業務用地は、 予定地の向こう側になります。真砂土と残土置き場になります。</p> <p>5番は先月の農振にあがったものが、出てきたものです。場所は、 から来ましてまして の辺です。道路を交差して の方 に近い方です。1期工事は駐車場を造られます。2期工事は家が道路に面していますので将来的に何かされる際に使われるというようなお話を聞いています。報告を終わります。</p>
議長		<p>番号2は の案件ですので、番号2を除いて質疑を受けます。</p>
種委員		<p>4番についてお尋ねします。現地調査資料の8ページを見て頂きますと が水路の向こう側にありますが、その下の水路はどのような形になるのですか。水路をまたいで宅地になるのですか。</p>

局長補佐	<p>公図を見て頂きますと水路の青線の向こうに m²ありますが、現地は東長田川改修工事の時に水路は真っ直ぐに通してあります。公図の方の更正がかかっていないだけで、立会した時は既に水路は</p> <p>の縁をきれいに真っ直ぐに入っけて、残りの所有者は全て建設省になっているのを確認しました。公図の更正がかかっていないことは県の立会に来た方に、工事が終わった時点で所有権を代えるだけでなく公図の修正が必要ではないかお伝えしました。</p>
種委員	<p>変更がされていないのは分かりますが、誰がするのですか。直さなければ生きています。県が修正するのですか。</p>
局長補佐	<p>現地自体は水路になっています。 公図の修正については、いつ、どこで行わなければいけないかは取り付けもしていませんし確認もしていません。</p>
種委員	<p>直さない限り青線は生きています。払下げか何かしないと消せません。</p>
局長補佐	<p>払下げというか、やるなら交換という形で、外側に付いている水路と中側で架空の青線になっている所の土地の交換ということで手続きを取る流れになります。</p>
種委員	
議長	<p>他にございませんか。ご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認め2番を除いて『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。</p>
議長	<p>2番につきましては、私は退席しまして市川職務代理に議長をお願いします。</p>
	<p>(議長退室、職務代理議長席へ)</p>
議長 (職務代理)	<p>質疑を受けます。</p>
種委員	<p>現地調査をされた船谷委員にお聞きします。現地は畑ということですが、耕作の実態はありますか。</p>
船谷委員	<p>4、5年前だったと思いますが、 の方が場所を借りてネギを作っておられました。他の仕事をされながらでしたのでなかなか手が回らないということでした。畑として使ってたかと言えば、私は使われていたという認識です。</p>
種委員	<p>昔のことではなくて、現地確認をされた時に畑として認められたかということ聞いています。</p>
船谷委員	<p>使って使えない土地ではないと思います。</p>
局長補佐	<p>は先々月に さんが一時転用に使われていて復旧されたばかりで、黒ボクが泥べたになったままの自己保全地です。 については全くの自己保全地です。作付けの形跡はありません。</p>
種委員	<p> について、作付けの状況が無いということは農地では無いということですか。</p>
局長補佐	<p>農地では無いということではなく、作付ける物が無いので自己保全をしながら管理をされている農地です。</p>
議長 (職務代理)	<p>私も現地確認をしました。2回くらい草刈がしてあり自己保全がしてあ</p>

		る状況です。耕せば直ぐにでも畑になる状況であると私は確認しました。
	種委員	分かりました。
	議長 (職務代理)	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』番号2は議決承認されました。
		(議長入室)
議案第2号 非農地証明書の 交付について	議長	『議案第2号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号 非農地証明書の交付について 下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。 平成28年2月10日 内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明(議案書5頁)】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：山林 合計：畑 1筆 申請人： 事由：平成4年頃杉が植林され、山林となっている。 備考：・杉の胸高直径より20年以上の育成を確認。 ・地籍調査により隣地者に確認。
	議長	議案第2号につきまして現地調査報告をお願いします。
	船谷委員	現地は、側から に抜ける 入口というバス停があり、そこから北へ300m入った 砂防ダムの下です。現地は杉の木が生い茂っていきまして、目通りで計って太い物で24~25cmくらいありました。資料によりますと、その太さで20~30年ということなので間違いのないと思いましたが。間伐はあまりされてなく管理はされていないようでした。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
		(質問、意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第2号 非農地証明書の交付については』は議決、交付決定を行いました。
議案第3号 農用地利用集積 計画の決定 について	議長	『議案第3号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書6~19頁)】 [新規]

		<p>整理番号 44 番 ～ 54 番 設定を受ける者： 7 名 2 法人 設定をする者： 12 名 設定をする土地： 28 筆 計 39,939 m²</p> <p>[再設定] 整理番号 55 番 ～ 80 番 設定を受ける者： 10 名 1 法人 設定をする者： 6 名 設定をする土地： 50 筆 計 83,865 m²</p> <p>(補足説明) 整理番号 56 は新規となっていますが再設定に訂正をお願いします。 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議 長	整理番号 69 番、70 番、71 番を除いて質疑を受けます。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』69 番、70 番、71 番を除いては議決承認されました。
	議 長	整理番号 69 番、70 番について質疑を受けます。秦野委員の案件ですので秦野委員は退出をお願いします。
		(秦野委員退室)
	議 長	質疑を受けます。ご異議ありませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、議案第 3 号 69 番、70 番については議決承認されました。 整理番号 71 番について質疑を受けます。井上委員は退出をお願いします。
		(秦野委員入室、井上雅夫委員退室)
	議 長	質疑を受けます。ご異議ありませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、議案第 3 号 71 番は議決承認されました。
		(井上雅夫委員入室)
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議 長	報告事項に入ります。 『(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長補佐	<p>【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』 朗読及び説明 (議案書 20 頁)】</p> <p>(補足説明) 番号 1 につきましては、今後は頼田泰史さんが利用権設定をされます。 番号 2 は、庄倉さんが耕作されます。</p>
	議 長	質疑を受けます。

		(質問・意見なし)
	議長	ないようですので『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』は承認されました。
(2) 平成 28 年 農作業標準労働賃金について	議長	「平成 28 年農作業標準労働賃金について」上程します。
	局長補佐	平成 28 年 1 月 26 日開催の南部町農作業標準労働賃金策定協議会において平成 28 年農作業標準労働賃金が決定しましたので報告致します。平成 28 年の標準労働賃金は 27 年度と変更はありません。 【「平成 28 年農作業標準労働賃金」の読み上げ】 本日、報告しました後に、インターネットや広報等で皆様に周知したいと考えています。あくまでも標準的な参考金額ですので、作業の時には双方で話し合いを行って頂きたいことを但し書きします。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	皆様の同意を得たということで、広報等で周知します。
(3) 活動管理 記録簿について	議長	「活動管理記録簿について」を上程します。
	局長補佐	皆様には遊休農地について調査、聞き取りをして頂いている最中だと思います。この活動管理記録簿に、どのような形で聞き取り行かれたかや、特別研修会参加などの農業委員としての活動を全てここに書き込んで頂いて提出をお願いします。事務局でチェックをして報酬の手続きを致します。今年度の予算としては 1 人あたり 円程度を見込んでいますが、内容を吟味して、そぐわない内容については事務局で判断して削ることもあることをご了承ください。3 月中に清算をして振込の手続きを行わないと支払うことができなくなりますので、3 月の総会までに提出をお願いします。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
(4) 農業委員 研修について	議長	「農業委員研修について」を上程します。
	局長補佐	冒頭の会長の挨拶にもありましたが、平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行されます。施行されますと、今まで公選で選ばれていましたが町長の任命という形になります。条例で農業委員の数が決まりましたら、基本、その半分は認定農業者が入るなどのルールが変わります。その辺を踏まえまして 3 月の農業委員会総会の日程が決まりましたら、総会のあと、鳥取県農業会議の倉益局長に来て頂いて研修会を開催したいと考えています。農業委員や農業委員会のあり方、方向性について 28 年度は議論をしていくことになると思いますので、なるべく欠席のないように研修を受けて頂きますようよろしくお願いします。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
第 12 回農業員 会総会の日程 について	議長	平成 27 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、平成 28 年 3 月 10 日(木)に決定します。総会終了後に先ほど説明のありました研修会を行いますのでよろしくお願いします。
6, その他	作野 幹事長	～省略～

	局長補佐	皆様のお手元に、教育委員会より南部町人権会議の案内ハガキを配らせて頂いています。日程が整いましたら参加をお願い致します。それから鳥取県農業会議情報を配っています。第 91 回通常総会が 1 月 28 日に開催され、4 月 1 日から農業会議という名称は変わりませんが、位置付けが一般財団法人のネットワーク機構の法律の位置づけとなります。そのような中での運営となります。4 月 1 日以降からの役員体制として引き続き恩田会長が副会長として選出されましたことをご報告致します。
7. 閉 会		これにて平成 27 年度第 11 回南部町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		